

## 群馬県公立大学法人内部統制基本方針

平成30年4月1日制定

群馬県公立大学法人（以下「法人」という。）において、役職員が法令を遵守して職務を執行するとともに、法人の業務を有効かつ効率的に運営するため、次のとおり内部統制に関する基本方針を定める。

### 1 推進体制

内部統制を推進するための体制及び責務は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 理事長

理事長は、法人の内部統制システムに関する事務を総理する。

#### (2) 内部統制統括理事

ア 法人に内部統制統括理事を置き、理事長が指名する理事をもって充てる。

イ 内部統制統括理事は、法人の内部統制システムの整備及び運用を推進し、内部統制システムに関する事務を統括する。

ウ 内部統制統括理事は、法人の内部統制システムの運用状況を定期的に理事長に報告する。

#### (3) 内部統制推進責任者

ア 法人の部局に内部統制推進責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

イ 内部統制推進責任者は、それぞれの部局における内部統制システムの適切な運用を推進し、運用状況を定期的に内部統制統括理事に報告する。

#### (4) 役職員

法人の役員（監事を除く。）及び職員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合、又は不正行為等を発見した場合には、直ちに内部統制推進責任者を通して内部統制統括理事に報告する。

### 2 内部通報・外部通報

法令及び規程等への違反その他の不正行為に関する通報及び相談を適切に処理するため、法人の内部及び外部からの通報制度を設ける。

### 3 モニタリング

法人の内部統制システムの有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを当該各号に定めるところにより行う。

(1) 日常的モニタリング 各業務において役職員の自己点検及び相互牽制により行う。

(2) 独立的評価 監事監査及び内部監査により行う。

#### 4 懲戒処分等

法令及び規程等への違反その他の不正行為が発生した場合、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるとともに、別に定める懲戒に関する規程に基づき、当該不正行為を行った役職員に対して懲戒処分を行う。

#### 5 監事との連携

理事長及び内部統制統括理事は、監事との情報共有を図り、法人の業務の適正確保及び内部統制システムの継続的な見直しに努める。